

名高キ忠督之語ニ格別之勝利を得る戦争よもつらぬ無事之方宜敷と申候大統領存念ニ而ハ今合衆國と堅固の條約御結被成候ハ、必外々之國々も右を規則と致し御心配之儀等ハ向後決して有之間敷其上軍艦を差向及強訴候杯とハ譯違御國之譽を被落候筋ニも至不申候得之一刻も御許容有之候方至極之御所置と奉存候大統領此節私を差越候儀ハ懇切之意ヲ起候儀ニ付隔意等有之儀ニ無御座外々之國々差越候使節とハ譯違申候間得ト御推察可被下候

一今度港を御開ニ相成候共一時ニ御開ト申ニ而之無之漸々時を追御開相成候様致候ハ、御都合可然と奉存候英國ト條約御始ニ候ハ、必右様漸々之相成申間敷ト大統領申罷在候

一阿片之儀ハ合衆國之條約駁ト御すへ被置候ハ、英國にて可申存候共相叶申間敷其外國々より條約之爲メ使節差越候共世界第一之合衆國使節ト御取極相成候段被仰聞候ハ、決而其上彼是ハ申間敷候大統領之別段飛離候願之不仕合衆國之人民に過不及ホキ平等之儀御許之程願居候事ニ御座候

一二百年前ホルトカル人イスハニヤ人御國を追放ニ相成候ハ宗門之儀ニ事起り候處只今ハ外國之風習大ニ替リ宗門種々有之候へ共詰り人を善ク致候趣意ニ付彼を讀し是を譽メ己レカ宗門ニ引入レ候之宜らざる所爲ニ而禁し又ハ勸メ杯致候事更ニ無之人々之望ニ任せ候間是ニ依て干戈を用候様之事決して無之安らかニ今日を送り申候ホルトカル人イスハニヤ人ホト日本に參候ハ政府之申付ニ之無之私之儀ニ而商賣を致し宗門を勸メ其上干戈を用ひ日本を横領致候内存ニ而廉直之者ニ無之幸當今ハ右様之者無之世界一統睦く致度と何モ心懸罷在候

一當時之風習ハ一方之有餘ハ一方ニ移し何地も平等ニ相成候様致候事ニ御座候交易と申候へハ品物ニ限候様相聞候得共左様ニ而ハ無之新規發明之儀杯互ニ通し合國益ニ致候も又交益之一端ニ而諸州勝手ニ交易致候へハ世界中之儀を悉く心得候様ニも相成申候農作ハ國中第一之業ニ候へ共國民悉く農作致候様ニハ相成不申其内ニハ職人産業致候者も有之五ニ助合候儀ニ御座候國々ニ而も他國之方細工も奇麗ニ價も安キ品數多有之候故諸國之交易致候へハ造り出候品も多相成外國之品も自由ニ得候様相成候上互ニ辨利之爲懇切意ヲ致候事故交易を致候へハ戦争を避候様ニ自然と相成申候

尤他邦産物を運入候節ハ其租税之必差出申候亞墨利加にてハ右租税を以國內之費用を償ひ尙餘り之年々寶藏に納置非常之備と致候租税之法種々有之候得共先他方輸入致し候物之稅十分ある者之無之候

一私儀御當地に參り懸ケ暹羅に罷越條約取結申候其後右振合を以佛蘭西も暹羅ト條約を結申候右阿墨利加佛蘭西之條約相結候趣意ハ兼而英吉利暹羅を奪候心組有之候故其橫領を防候爲の儀ニ御座候東印度ハ元ハ數ヶ國ニ分置居候處何モ西洋之條約を不取結候故遂ニ英吉利ニ一統被致候必竟條約取結候與國無之故被攻取申候間是迄一本立之國々も心付追々ニ條約取結候事ニ御座候日本ニ於而も東印之振合を以得斗御勘考有之候様奉存候

一日本も交易御開ニ相成候ハ、御國之船印諸州之港口ニ而も見知候様相成可申候高山ニ登り格別眼力之宜キ人見候ハ、亞墨利加船數百艘日本之周りに寄合鯨漁致候儀相見可申候左迄致難キ業ニも無之候處絶て不問他國之者ニ而巳利を被得候段殘念之御事ニ候大統領心得ニ而之何成共亞墨利加ニ而心得居候儀之御傳申候様申付候軍船蒸氣船其外何様之軍器ニ而も御入用之品之持渡可申海軍陸軍歩軍之士官何百人成共御用ニ候ハ、差出可申大統領ニ之西洋各國と御確執等有之候節ハ格別大切之取扱申立ニ被立置候様兼々申唱へ心懸罷在候先亞墨利加國之條約御結被成候ハ、外國にも右を踰へ望候儀ハ決して有之間敷右之廉則申立ニ相立候印ニ御座候

一私儀日本に渡來候砌於唐國香港英吉利之總督ジョンホナリクニ面會致候處日本に之使節を被申付候由内々話承候其後書翰も四通差越申候右面會ハ私之出會ニ而差越候書翰之中日本に渡來候筈ニ付其節ハ日本人之是迄不見及程軍を牽ひ江戸表に罷出御談判ニ及候心得之由右之願ハ第一ハミニストル官人を都府に留置候儀第二は日本數ヶ所に英船參り候而自國之品を求候如く勝手次第ニ日本之品を買調候様致度心願ニ有之若右之心願成就不致候ハ、直ニ干戈ニ及候心組之由最前同人之見込ニ而之當三月江戸に參候筈ニ有之全唐國之戰爭故延引ニ及候事と奉存候佛蘭西も同様ニ付參候節之一同ニ罷越候由書翰之趣ニ而之蒸氣船計五十艘餘りも可有之餘事ニ之無之唐國之戰爭故遲々ニ及候事ニ候左も無之ハ疾ニ參り可申江戸より外ニ參候處無之由申越候

一乍憚御手前様御同列御談判之上其節之御取扱方等御治定被成候様奉存候私考候處ニ而ハ交易條約御取結之外之御扱方
茂有之間敷少し模様相替候交易條約之早速ニも御治定ニ相成候事ニ奉存候私名前ニ而東日ニ罷在候英吉利佛蘭西之高
官に書狀差遣し日本政府ニ於て交易條約御取結ニ相成尙外國にも一般ニ御免許ニ相成候等之趣申達候ハ、五十艘之蒸
氣船一艘又ハ二三艘ニ而事濟候様相成可申候

一今日ハ大統領之存念并兼而申上候英國政府之内存等内々申上候儀ニ而私一世中大幸之日ニ御座候右申上候儀御取用ニ
相成日本安全之御中立ニ罷成候ハ、無此上幸ニ而得斗御助考御同列様にも御申傳御談判被遊候様仕度只今申上候儀ハ
世界中之儀ニ而一切取飾等無御座候

〔維新秘史〕米日外交の真相〔ハリス日記〕

十二月十二日（土曜日）

再び堀田兩老を訪ふ行列路程皆第一回の際に同し此日右接待委員は悉く來りて兩老と共に余を迎接したり余は彼等に
對して開國通商の已むべからざる理由を詳述したり今之を措摭すれば便ち左の如し

- (一) 蒸汽力の發明及び之を船舶に應用するに當りて世界の國勢に一大變化を與へしと共に通商貿易上に大發展を來せり
- (二) 故に日本は此世界の國勢に順應して速かに其鎖國政策を拋棄せざるべからざる運命に接せり
- (三) 日本政府にして其國民の發明を獎勵し工業の進歩を保護するに於ては一個の強大なる國家を顯現すること敢て難事
に非ず

(四) 若し商工業を發達せしめて之に適當の租税を賦課するときは其財源を以て優に有力なる海軍を建設支持するに足
るべし

(五) 若し國民に自由貿易を許して貨殖の道を計らしめば日本の富力は驚くべき程の大膨脹を見るべく而して是れが爲め

に農民の疲弊を見るが如きことは萬々あるべきのみならず却つて商工業の進歩に伴ふて超過したる農民の勞働力を
需要し茲に兩者相駢立して國富を増進せしむるを得べし

(六) 假りに日本をして依然現狀を維持せんとするも歐米列強は將來交々艦隊を派遣して開國通商を強要し其煩に堪へさ
るべきこと昭々たり

(七) 茲に於てか日本は是等列強に屈從して鎖國政策を拋棄するに非れば則ち戰端を開きて一國の運命を危くするを避く
る能はず

(八) 假りに百歩を譲りて是等戰爭の慘禍を見るに至らずとするも日本政府と國民とは常に黒船の示威運動を受けて不斷
の脅迫を蒙り政府は折衝奔命に疲れ人民は不安の感に満ちて其職業に専念する能はず隨つて各方面の生産力を減耗し
市場の不景氣を免れざるべし

(九) 凡そ外國に對して或る讓歩を求めんと欲せば適當なる時機と理據とを具有せざるべからず即ち余の如き特に通商條
約締結の爲めに來れる外交官を排卻して妥協の時機と理據とを失ふときは他日有力なる艦隊の來航壓迫を受くるに當
り到底今日余の提出する如き穩和にして且つ日本に有利なる條件を以て條約を結ぶこと能はざるに至らん

(十) 然らば則ち日本政府は外交官たる余との折衝を全然排卻するが如く他日大艦隊の來航に當りても依然鎖國説を固守
して黒船擊攘の國是を遂行するを得べきやは頗る疑問に屬するのみならず斯る不自然なる政策は一國を疲弊衰亡に
導くの愚策ふらざるを得ず船艦漢からず隣邦清國が一千八百三十九年より四十一年に至り暴力を以て列國に抗したる
結果遂に戰敗して屈辱の媾和を結び刻下の疲弊を招きしに非ずや

余は世界の國勢と日本の地位を説明したる後兩老に諒げて曰く「今や余は平和的手段を以て通商條約を締結し日本を
して開國進取の新國是を確立せしめんが爲めに特に一隻の軍艦をも卒ゐずして江戸に來れり是れ日本の名譽を尊重し
威武を以て開國を餘儀ふくせらるゝの窮境を救はんが爲めなり故に今日にありては互に讒々たる和氣を以て如何なる

細少事項と雖も飽くまで討議研究して相互に都合よき解決を爲すを得べく開國も漸進的に實行するの餘地を存す然かも一たび武力折衝に遷らんか日本は多くの不利益を忍んで他の要求に屈從せざるべからざるに至らん」と

斯くて余は通商條約の締結と同時に左の三ヶ條の實行を提議せり

第一、外國公使の江戸に駐紮するを承認すべき事

第二、外國人と日本人民との貿易を是認し日本官吏か之を妨礙せざるべき事

第三、外國貿易の爲め諸地に貿易港を開設すべき事

余は之に附言して曰く「余は此他毫末だも我米國人の爲めに特種の利權を要求する所ふかるべし而して苟くも我國大統領の満足すべき程の條約ふれば世界何れの國も之に反對不滿ある者ふかるべし」と

斯くて余は演述を終るに當り余の使命は飽くまで友愛的に修好條約を結ぶにありて其間毫も日本を脅威するの意なきのみならず却つて大統領は歐洲列強が日本を恫嚇せんとするの狀あるを注意せんが爲めに余を簡派し而して日本を此窮境より救拯するの道一に修好條約を締結するにあり日本は此果斷なる政策に依りて必ず富國強兵の實を擧げ眞に國民の幸福を増進すべきを極言したり

凡そ是等の演述に約二時間を要し閣老以下各接伴員に至るまで多大の興味と注意を以て終始靜肅に傾聴したり中にも閣老は充分余の意を理解する能はざるに至れば屢々質問を提供して余の説明を求めたり

余の説明を終るや堀田閣老は深く余の勞を謝し其詳細は直ちに將軍に言上すべく且つ此件は日本に取つては未曾有の大事事なれば充分なる考量を加へ成るべく多くの人々に諮問して國輪を一定せざるべからず従つて是れが回答には多少の日子を要すべきを述べ余が餘りに此件に關して焦急ならざらんことを要求したり嗚呼是れ日本國人が如何なる問題にも應用する遷延主義を標明するものにあらずして何ぞや

然かも余は穩かに之を諒とし彼等が余の如上の説明に就て最も慎重なる研究を遂げんことを望み若し尙不明の點あれば何時にても喜んで説明の勞を取るべきを附言して閣老の邸を辭したり

〔昨夢紀事〕

一同(月)廿六日今日堀田備中守殿邸ニ而亞國使節ハリスへ應接あり其次第八重ねて備中殿御渡の書に譲りて爰ニハ略しぬ此時参り合たる人の語るを後に聞けハ備中殿いたく辟易せられ曙子掌の黃辭とやいへらん如く目を瞬き大息せらるゝまでにてさし定て申さる事ハ一もなく又彼ハ事熱れたる様にて憚る處なく種々に論らひたり備中殿は折々夫ハ其筋の懸りの者へと譲り聞えられ或ハよろしからん様に頼み聞ゆるふと言はるゝ有様傍ふる海防懸りの人ニハ冷汗を流して聞居たる事にてハリスが思はん所も耻かしき限りふりけり」と

十一月三日幕府は長崎の外更に箱館を開き締盟各國の貿易を許可せる旨を達す

〔尊攘錄皇武令〕

御同席觸也

大 目 付に

今般長崎表阿蘭陀通商御仕法替相成向後長崎並箱館兩所ニおるて交易御差許有之魯西亞も同様之振合ニ相成候右ニ付而ハ外條約相濟候國々も追々右之御所置ニ可相成候間可被得其意候右之趣向々に可被相觸候

十一月

十一月三日米使ハリス幕府に物を献す

〔維新日米外交の真相〕(ハリス日記)

十二月十日 (木曜日)

午前九時輕微ふる地震ありしも何等の損害ふし余より將軍に献上すべき品目左の如し

安 政 四 年

九四九

我十月廿四日

- 一、三鞭酒 十二クオールト
- 一、同上 原註 (一)クオールトは我六合三勺餘 (二)バイントは我三合一勺餘
- 一、シセリー酒 十二壘
- 一、組合せ酒類 十二壘
- 一、美麗なる洋燈 一臺
- 一、彫刻を施したる地球儀 三基

- 一、硝子製切子酒壘 一對
 - 一、望遠鏡 一基
 - 一、晴雨計 一基
 - 一、博物標本 二冊
 - 一、グラマ氏專賣銃機 五挺
- 是等の物品を献上する前之を載すべき三寶を新調せざるべからず

〔相州御備場御用一件〕

亞墨利加使節献上品書

- 一銘酒 壹箱 但七十貳瓶入
- 一同 同 但小二十四瓶入
- 一同 同 但拾貳瓶入
- 一類種 同
- 一燈臺 同
- 一硝子ぼんぼり 但燈臺附屬品共 同
- 一硝子筒並燈心共 同

- 一望遠鏡 同
- 一晴雨計 同
- 一キヤマン銘酒瓶 同
- 一銃 同
- 一鳥獸之繪本 同
- 十一月三日 同
- 右之通内献上

改訂 肥後藩國事史料 卷一終

342
1834

終